

「子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準（案）」 パブリックコメント実施結果（概要）

1. 実施期間

平成26年6月27日から平成26年7月17日まで

2. パブリックコメント実施内容

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）
- (3) 保育の必要性の認定に関する基準（案）
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

3. 意見等提出人数・件数

11人 32件

【内訳】

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）：1件
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準：0件
- (3) 保育の必要性の認定に関する基準（案）：1件
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）：30件

4. 意見等の主な内容

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）に対する御意見
 - ①保育士資格を有する人ではなく、一定程度の研修を受けた人がなれる資格者（子育て支援員）が1日中お子さんを預かるというのは、危険ではないか。また、事故が発生した場合の責任の所在は、全て子育て支援員か行政も負うのか。行政に責任がかかることになれば、日常的に保育の状況をチェックする機能をもつと考えるが、子育て支援員の責任になるのであれば、行政がチェックをしたとしても、本気度が違うと思うがいかがか。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）に対する御意見
- (3) 保育の必要性の認定に関する基準（案）に対する御意見
 - ①介護保険制度のように、認定された時に、納得できない認定がされないことがないようにお願いしたい。
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）に対する御意見
 - 別紙「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）に対する御意見」のとおり。